

情報共有システムの実施に関する特記仕様書

情報共有システムとは、最新版の「三重県公共工事共通仕様書」1-1-1-2用語の定義
25. 情報共有システムのほかに以下のとおりとする。

1. 本案件は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより作業の効率化を図る情報共有システムの実施対象案件である。なお、実施にあたっては最新版の「情報共有システム実施要領」及び国土交通省が定める最新版の「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。
2. 受注者は、本案件で使用するASPを選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事においては国土交通省が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
 - ・ 設計業務等においては国土交通省が定める最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
3. 監督員及び受注者が使用するASPのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①ASPに関する障害を適正に処理、解決できる体制。
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事項。
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上ASPの利用を停止することができる事項。
 - ④サポート体制・操作説明会の開催等に関する事項。
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
6. ASPを利用する監督員等及び受注者の費用は、建設工事においては共通仮設費の率分に含まれる。設計業務等においては、各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は、必要となる費用は設計変更の対象とする。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料である。